

厚生労働省三重労働局発表
令和 7 年 11 月 21 日

報道関係者 各位

【照会先】

三重労働局労働基準部賃金室

室 長 久留原郁子
室 長 補 佐 林 篤 史
賃 金 指 導 官 矢 田 有
(電話) 059 (226) 2108

2 業種の三重県特定（産業別）最低賃金が 令和 7 年 12 月 21 日から改正されます。

三重労働局長（石田聡（いしださとし））は、三重地方最低賃金審議会に対して諮問を行った特定（産業別）最低賃金の改正決定について、同審議会から10月23日に、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金及び三重県輸送用機械器具製造業最低賃金を、それぞれ現行額から下記のとおり引き上げる答申を受け、本日、官報公示を行いました。

記

【改正額】

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
時間額 1,097 円（現行額 1,033 円から 64 円引上げ）
- 2 三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金
時間額 1,111 円（現行額 1,047 円から 64 円引上げ）

最低賃金について

最低賃金は、最低賃金法に基づき定める賃金の最低額で、産業や職種に関わりなく、全ての労働者に対して適用される三重県最低賃金と、特定の産業について定める特定（産業別）最低賃金があり、セーフティネットとしての役割を果たしています。

特定（産業別）最低賃金は、三重県内には7業種設定されておりますが、このうち今回2業種について、最低賃金額の改正が公示されました。

なお、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」及び「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、三重県最低賃金を下回っているため、三重県最低賃金（時間額1,087円）が適用されます。